

平成 20 年 2 月 29 日
国 土 交 通 省

訪日団体観光旅行の取扱いに関するペナルティ制度

「訪日団体観光旅行取扱マニュアル」10．に規定するペナルティ制度について、以下のとおり定める。

1．日本側指定旅行会社が訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に關与した場合や、訪日団体観光旅行取扱マニュアルに従わなかった場合

日本側指定旅行会社が訪日団体観光旅行の制度そのものを悪用したり、取扱マニュアルに従わなかった場合は、その内容について当該旅行会社から事情を聴取の上、原因が明らかになり、再発防止対策が講じられると判断されるまで、当該旅行会社による訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。

さらに、その事案の内容に応じ、取扱い停止期間を延長する。

2．訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合

訪日団体観光旅行において、旅行者の失そうが発生した場合は、以下の方式で日本側指定旅行会社にペナルティポイントを課し、ポイント数に応じて当該旅行会社による訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。

(1) 減点方法

無過失による失そうの発生

1人につきペナルティポイント - 1点

過失による失そうの発生

1人につきペナルティポイント - 3点

通謀による失そうの発生

1回につきペナルティポイント - 10点

(2) 点数の回復

失そうの発生から1ヶ月間、減点事由が発生しない場合には1点加点する。(減点が生じている旅行会社のみ)

(3) 取扱いの停止

以下のポイント数に達した場合には、それぞれについて定める期間、訪日団体観

光旅行の取扱いを停止する。

- 5点：【1ヶ月間停止】

* ただし、過失による失そうの発生を含んで - 5点となった場合は、これに2ヶ月間を付加する。

- 10点：【1年間停止】

前回の取扱い停止期間の終了日の翌日から起算して以下の期間内にポイント数が - 5点に達した場合には、にかかわらず、それぞれについて定める期間、訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。

3ヶ月以内：【6ヶ月間停止】

6ヶ月以内：【3ヶ月間停止】

1年以内：【2ヶ月間停止】

* ただし、過失による失そうの発生を含んで - 5点となった場合は、上記の取扱い停止期間に2ヶ月間を付加する。

取扱い停止期間の終了後、ポイント数はゼロに戻ることとする。

訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社に対しては、当該旅行会社の指定基準への適合状況の再審査を行い、不適合が認められた場合には、指定の取り消しの措置を講じることとする。なお、指定の取り消しを受けた旅行会社は、当該日から起算して2年が経過するまでの間は、改めて指定を受けることができないこととする。

訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社の名称については、中国側指定旅行会社への通知その他適宜の方法により、公表することとする。

(4) ペナルティポイントの公表

減点された指定旅行会社の名称及びペナルティポイントの状況を日中双方の指定旅行会社が把握できるよう公表することとする。

3. 失そう時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合

訪日団体観光旅行取扱マニュアルに基づく失そう時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合には、その提出日とその提出期限から1週間以内であれば、事故等発生報告書1通につき、ペナルティポイント - 1点とし、それ以上の遅延については故意による遅延と見なし、1カ月間の訪日団体観光旅行の取扱い停止とする。点数の回復、訪日団体観光旅行の取扱いの停止については、「2. 訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合」と同様とする。

4 . 帰国報告書の提出が遅延した場合

訪日団体観光旅行取扱マニュアルに基づく帰国報告書の提出が遅延した場合には、その提出期限（帰国日から15日以内）から15日以内であれば、帰国報告書1通につき、ペナルティポイント - 1点とし、それ以上の遅延については故意による遅延と見なし、1カ月間の訪日団体観光旅行の取扱い停止とする。点数の回復、訪日団体観光旅行の取扱いの停止については、「2 . 訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合」と同様とする。

平成15年	2月	5日	
平成16年	7月	1日	改正・施行
平成17年	7月	19日	改正・施行
平成19年	4月	25日	改正
平成19年	6月	1日	施行
平成20年	2月	29日	改正
平成20年	3月	3日	施行